

船穂町居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(倉敷市指定第 3372700074 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	5
7. サービス提供における事業者の義務.....	5
8. 損害賠償について.....	5
9. サービス利用をやめる場合.....	6
10. 秘密保持.....	7
11. 事故発生時の対応.....	7
12. 苦情の受付について.....	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市笹沖180番地
- (3) 電話番号 086-434-3301
- (4) 代表者氏名 会長 中桐 泰
- (5) 設立年月 昭和62年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 船穂町居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市船穂町船穂1861番地1
- (5) 電話番号 086-552-5200
- (6) 事業所長（管理者氏名） 石井 美智子
- (7) 開設年月 平成11年10月1日
- (8) 運営方針
 - 1 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
 - 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉サービス及び施設等のサービスが多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めるものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時15分

- (3) 当事業所は特定加算Ⅲの対象となる特定事業所です。
 - 24時間連絡体制を確保し、相談を受け付けています。
 - 携帯電話 080-3730-1535

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤
1. 管理者（兼務）	1
2. 主任介護支援専門員	1 以上
3. 介護支援専門員	3 以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

通常の場合、当事業所が提供するサービスについての利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金

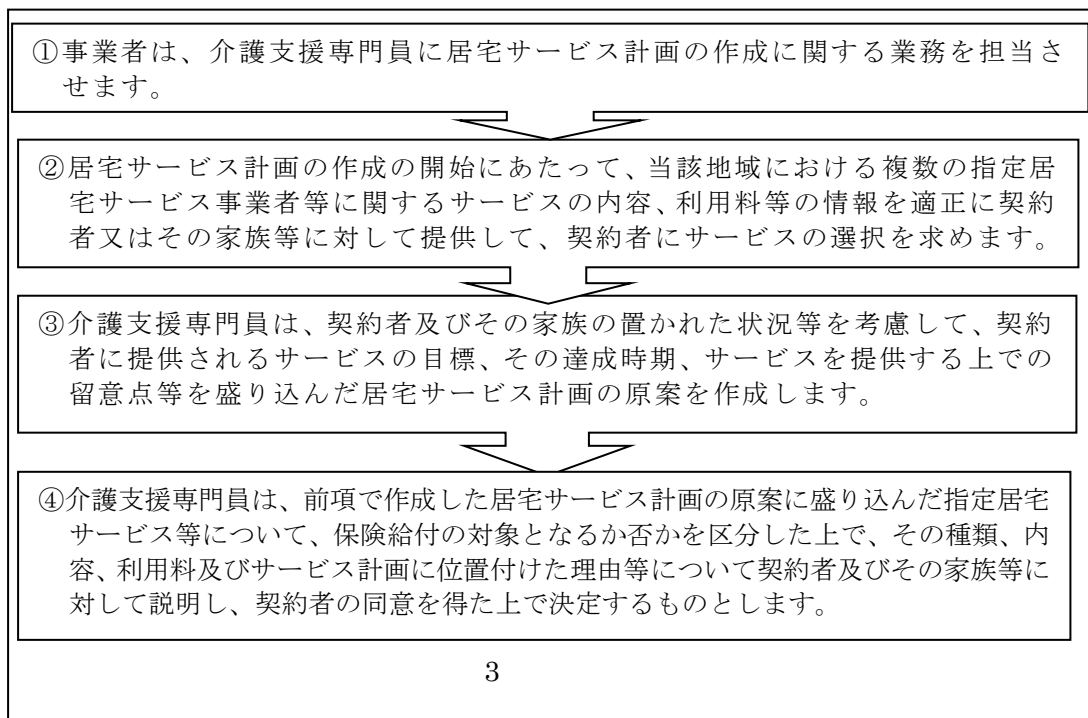
〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

ご利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介するように求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

- ① ご利用料金は「要介護 1・2」の方は 1086 単位/月 「要介護 3・4・5」の方は 1411 単位/月に特定事業所加算Ⅱ（421 単位/月）を加算した額です。（1 単位＝10 円）。その他、初回加算、入院時の連携加算、退院退所加算、通院時情報連携加算等があります。
- ② 当事業所は介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領しますので、ご契約者の自己負担はありません。
- ③ ご契約者の介護保険料の滞納等により、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、介護保険法に定められた上記の利用料金をいただきます。
- ④ 上記の場合は、月ごとに利用料金を精算し、翌月中に現金でお支払いいただくことになります。なお、当事業所が発行するサービス提供証明書を倉敷市へ提出することにより全額払い戻しを受けることができます。

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、下記の交通費をいただきます。

- ア 通常の実施地域を越えた地域から片道 10 キロメートル未満 1 回につき 200 円
- イ 通常の実施地域を越えた地域から片道 10 キロメートル以上 1 km につき 20 円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 医療機関との連携

ご利用者が入院時、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にご提供ください。

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
 - ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10. 秘密保持

当事業者は、業務上知り得た利用者や家族などの秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後・職を退いた後も同様です。

11. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、倉敷市、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅サービス事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、職員会議等で周知徹底する等再発防止策を講じます。

12. 苦情の受付について

当事業者の提供する居宅介護支援、介護サービス計画に基づいて提供している介護サービスに関する相談、要望、苦情などは、下記までお申し出ください。事業所の苦情処理手順は別紙1のとおりです。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 石井 美智子

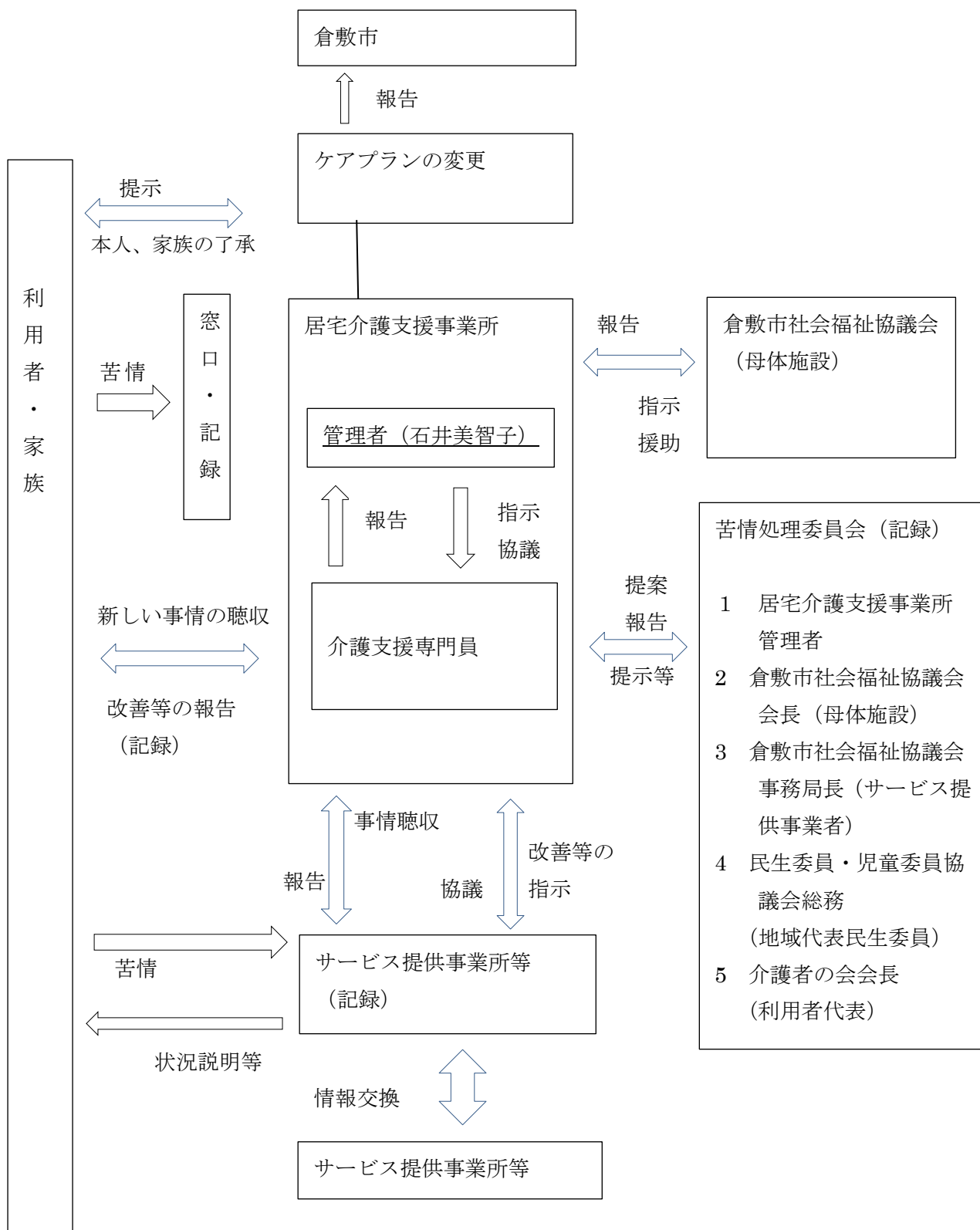
○受付日時 毎週月曜日～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)

8:30～17:15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所介護保険課	所在地 岡山県倉敷市西中新田 640 番地 電話番号 086-426-3343 受付日時 月～金(祝日及び12/29～1/3を除く) 8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町 17 番 5 号 電話番号 086-223-8811 受付日時 月～金(祝日及び12/29～1/3を除く) 8:30～17:00

別紙1 船穂町居宅介護支援事業所苦情処理の手順



令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項と個人情報利用の説明を行いました。

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会
会 長 中 桐 泰
(説明者) 船穂町居宅介護支援事業所
氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始と下記のとおり個人情報を必要最小限の範囲内で使用することに同意いたします。

記

1. 個人情報の使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、担当職員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 担当職員又は、介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はけが等で病院へ行った時に医師・看護師等に状態を説明する場合。

2. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏洩することのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

契約者 (本人)

住所 倉敷市 _____

氏名 _____

(代筆者 _____ 続柄 _____)

家族

住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 4 条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記入したものです。